

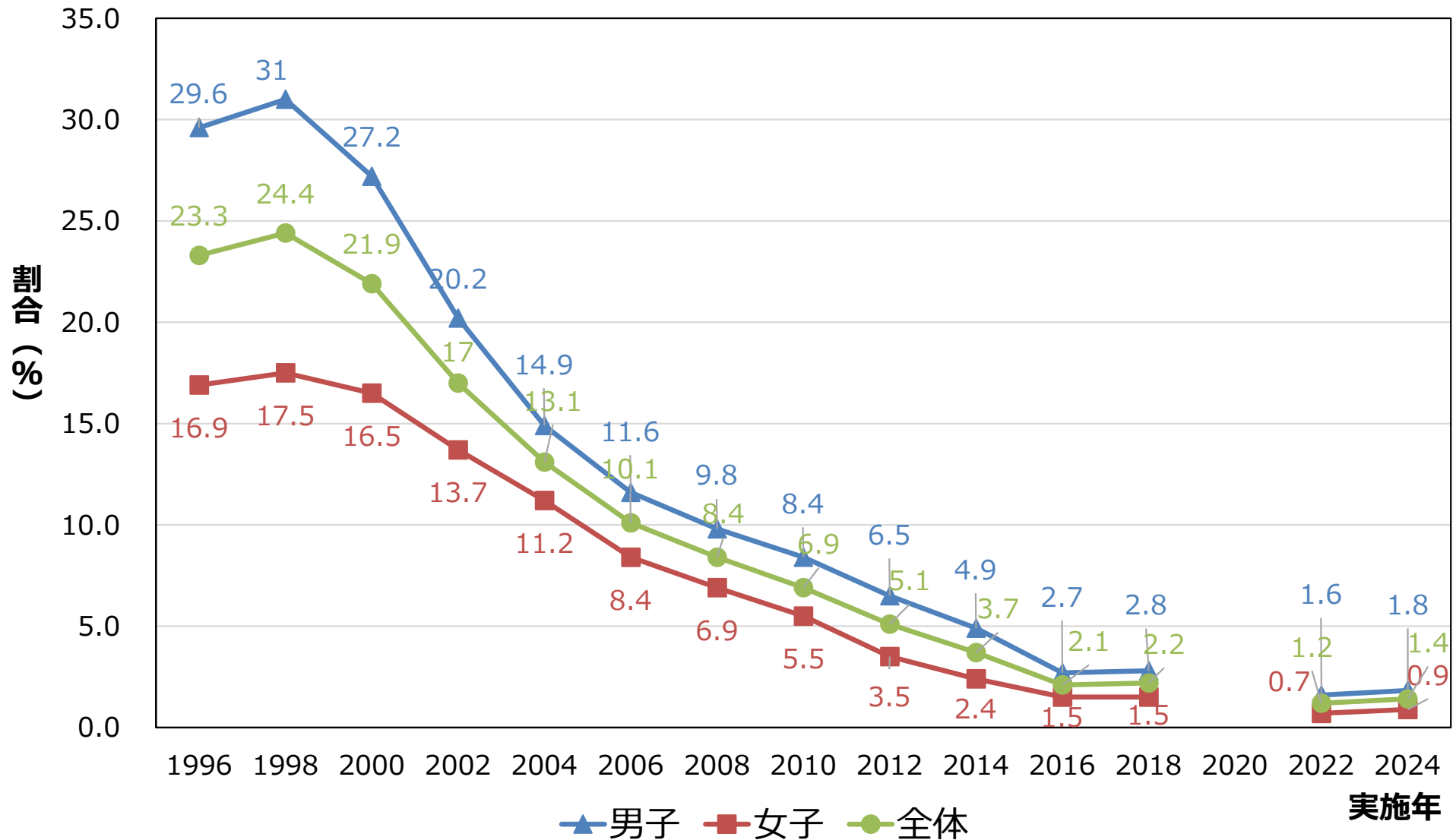
1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施
 - （1）環境衛生検査の徹底
 - （2）学校環境衛生基準の改正等
 - （3）その他関係資料

2. 薬物乱用防止教育の推進
 - （1）薬物乱用に関する現状と課題
 - （2）薬物乱用防止教育の内容・薬物乱用防止教室の充実強化



2. 薬物乱用防止教育の推進

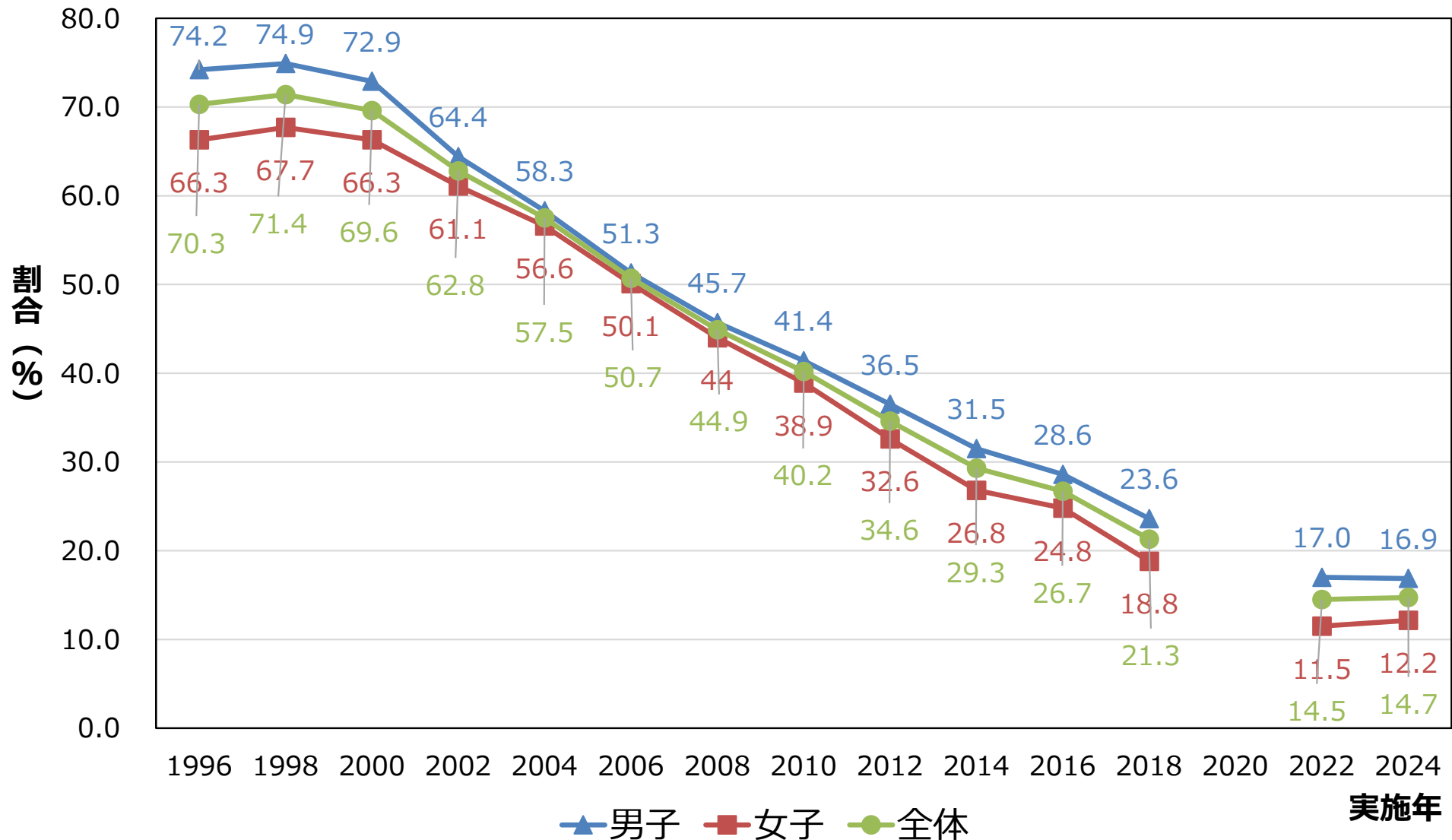
(1) 中学生の性別生涯喫煙経験率の年次推移



嶋根卓也, 他: 令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究」

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 中学生の性別生涯飲酒経験率の年次推移



嶋根卓也, 他: 令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究」

2. 薬物乱用防止教育の推進

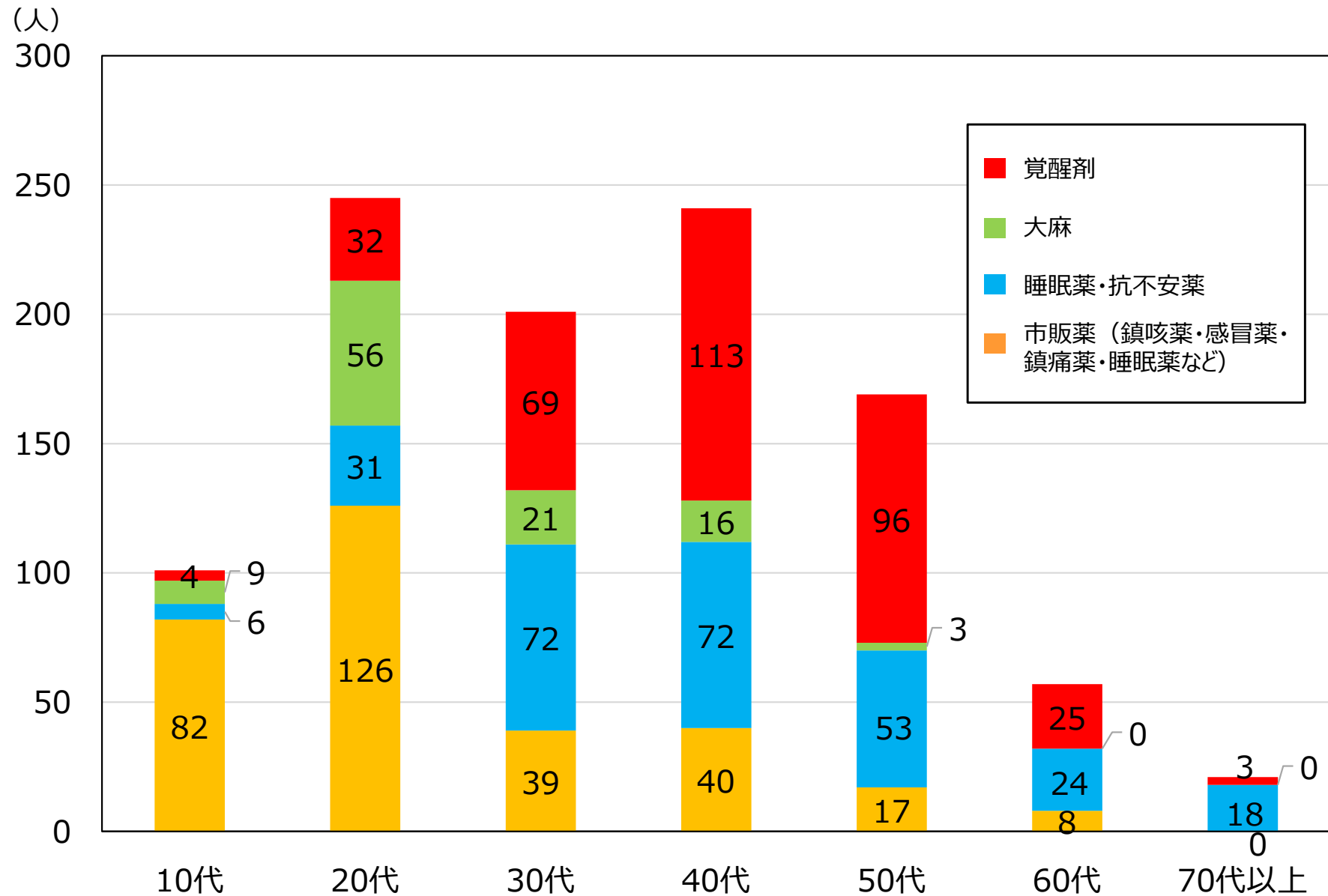
(1) 精神科病院を受診した薬物依存症患者の主たる使用薬物（1年以内に使用あり）

	患者数	%	
主たる薬物	覚せい剤	304	28.0
	揮発性溶剤	28	2.3
	大麻	105	8.6
	コカイン	5	0.4
	ヘロイン	1	0.1
	MDMA	7	0.6
	MDMA以外の幻覚剤	7	0.6
	危険ドラッグ類	10	0.8
	睡眠薬・抗不安薬	276	22.6
	鎮痛薬（処方非オピオイド系）	3	0.2
	鎮痛薬（処方オピオイド系：弱オピオイド含む）	10	0.8
	市販薬（鎮咳薬・感冒薬・鎮痛薬・睡眠薬など）	312	25.6
	ADHD治療薬	3	0.2
	その他	8	0.7
	多剤	104	8.5

嶋根卓也, 他: 令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究」

2. 薬物乱用防止教育の推進

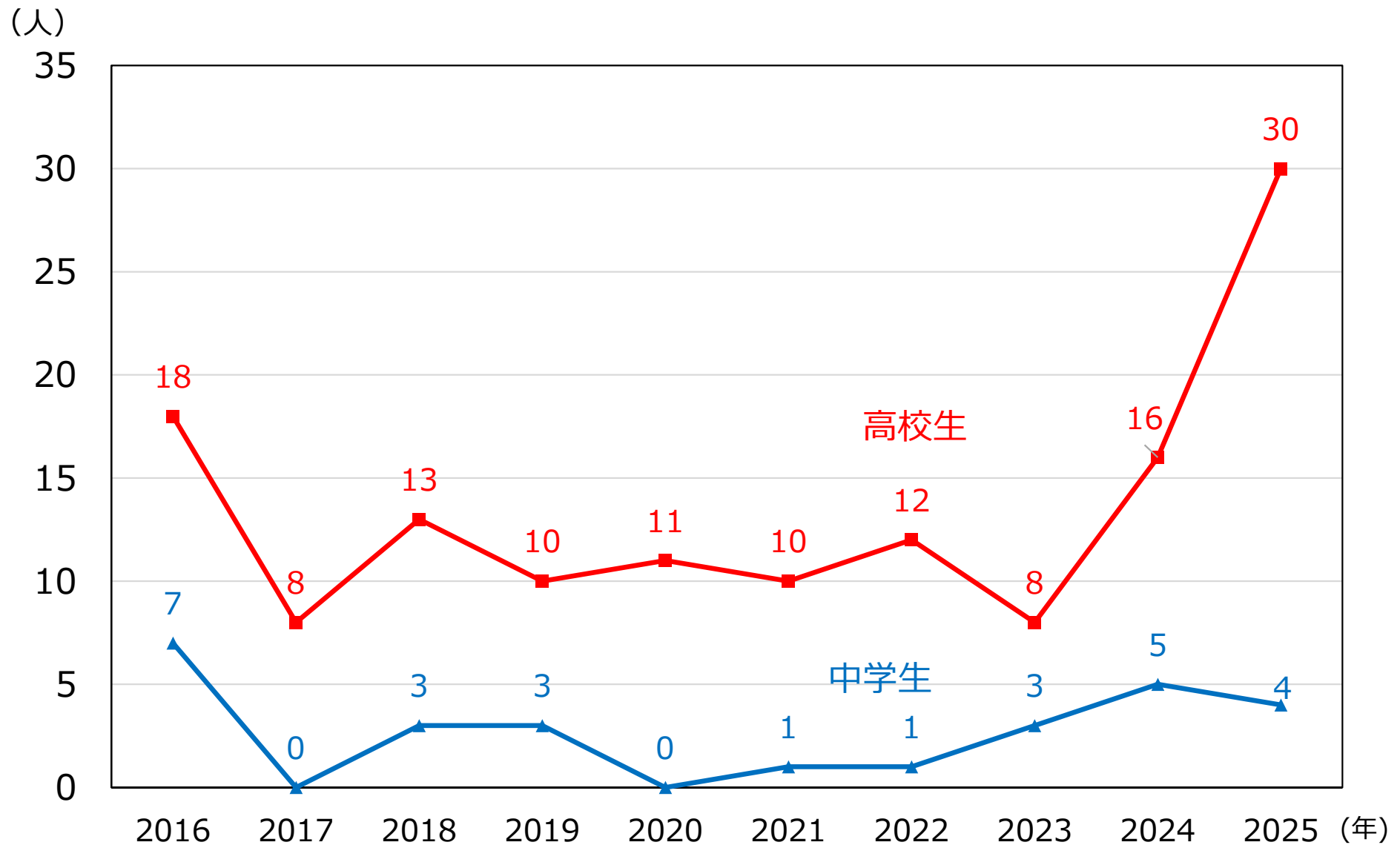
(1) 主たる使用薬物（1年以内に使用あり）別の年代別薬物依存症患者数



「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究」をもとに作成

2. 薬物乱用防止教育の推進

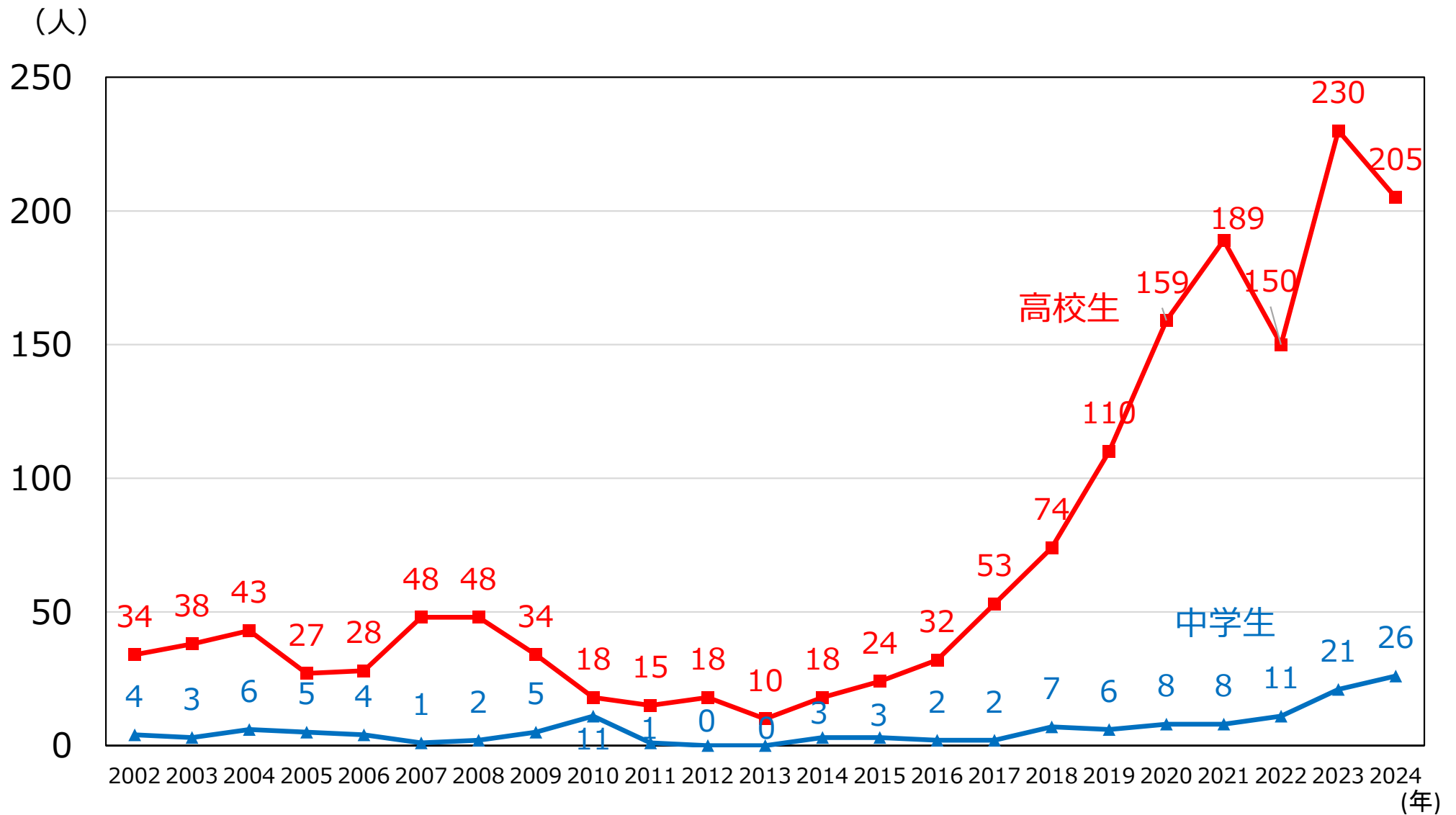
(1) 中学生・高校生の覚醒剤事犯検挙人員の年次推移



「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」（令和8年2月警察庁生活安全局人身安全・少年課）

2. 薬物乱用防止教育の推進

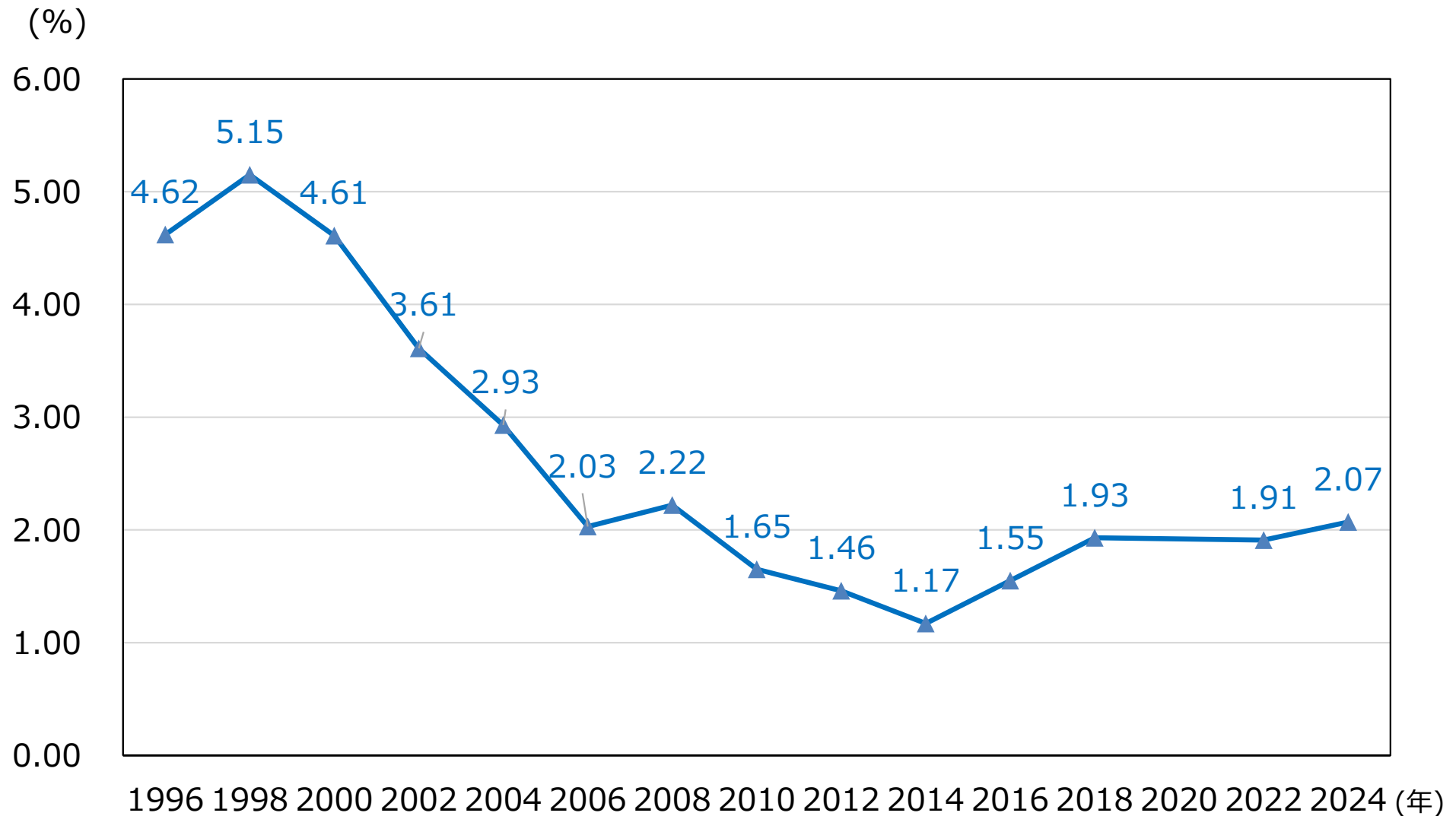
(1) 中学生・高校生の大麻事犯検挙人員の年次推移



「第六次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ」、「第五次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ」、
「第四次薬物乱用防止五か年戦略及び危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ」、
「第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ」をもとに作成

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 大麻の使用を容認する考えを持つ中学生の割合の年次推移

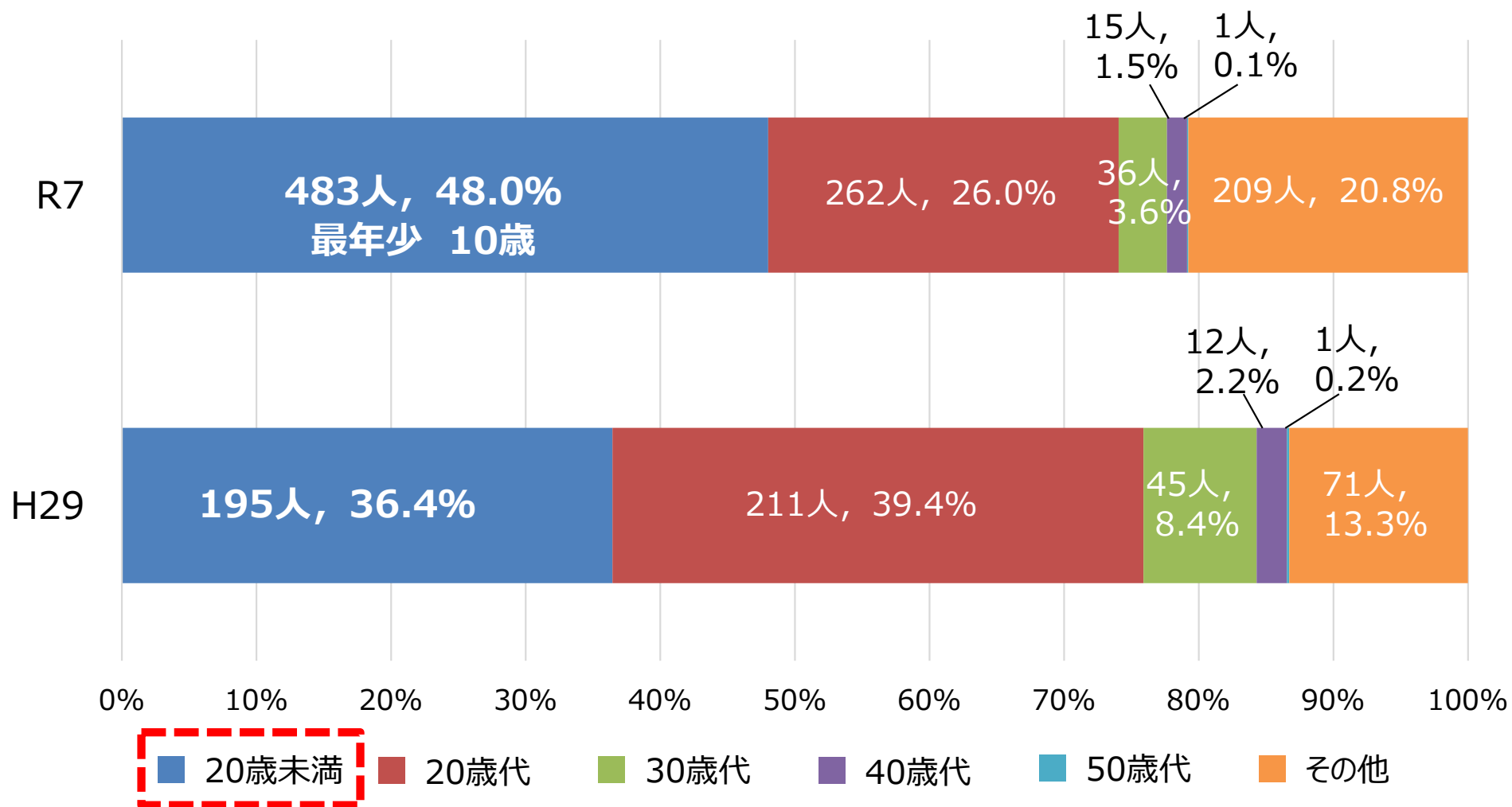


※ 使用を容認する考え：「使うべきではない」、「少々ならいい」、「まったく構わない」の選択肢のうち、「少々ならいい」、「まったく構わない」の回答の合計値

「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学校意識・実態調査（2024年）」、「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学校意識・実態調査（2022年）」、「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学校意識・実態調査データブック1996-2018」をもとに作成

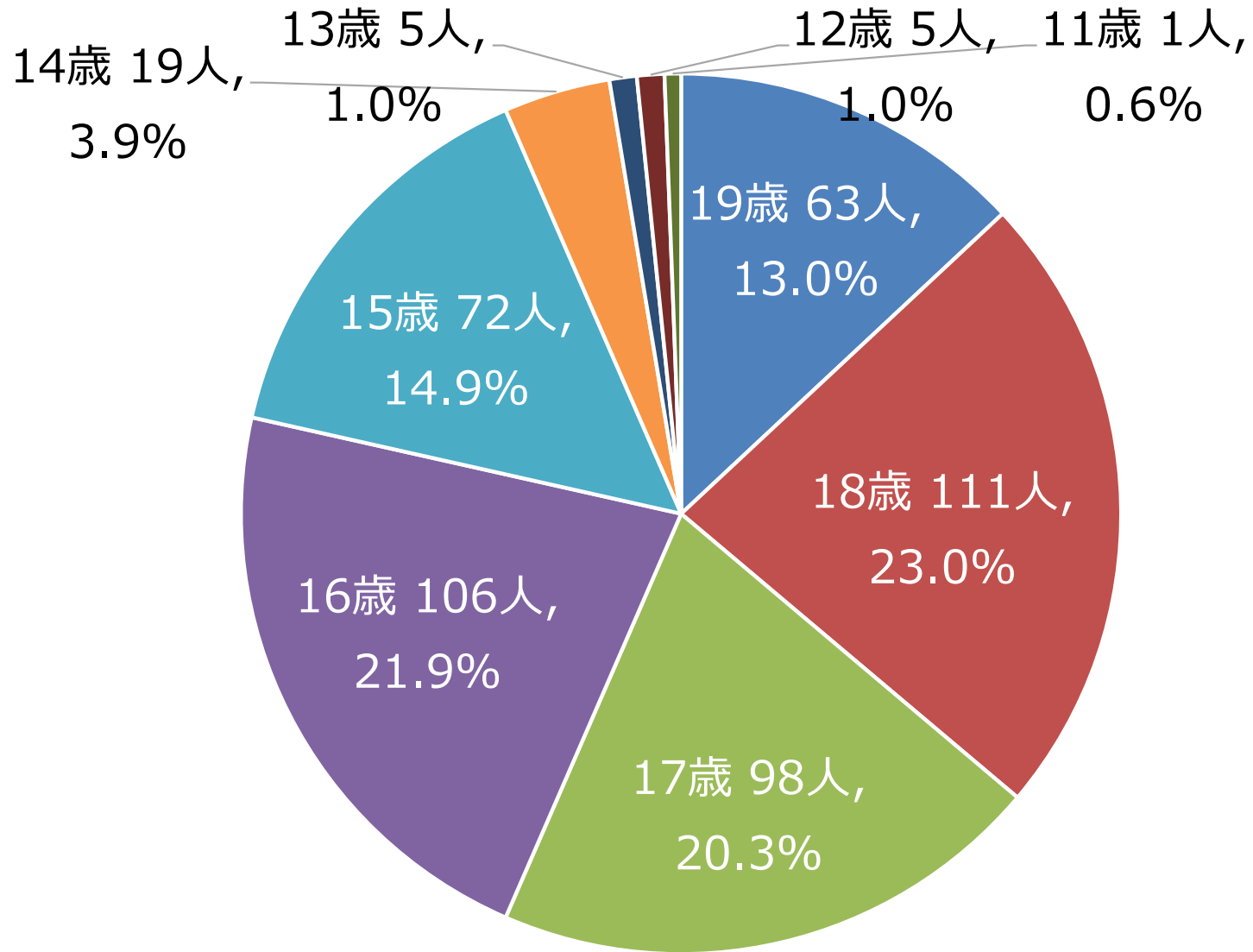
2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 大麻を初めて使用した年齢



※令和7年11月から12月までの間に麻薬取締法違反（大麻単純所持又は単純施用）で検挙された者のうち、1,006人分と、平成29年10月から11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち、535人分について比較したデータ

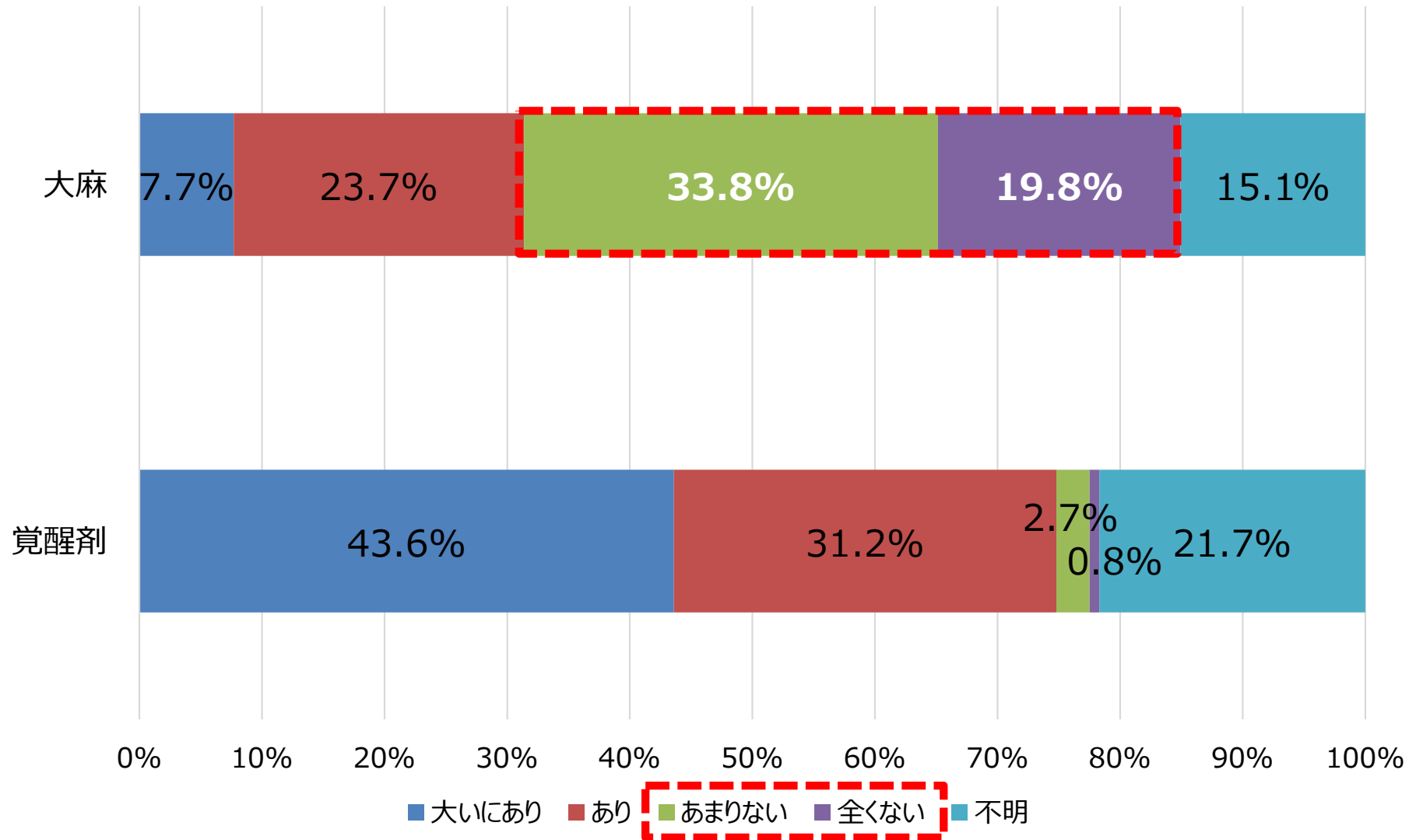
2. 薬物乱用防止教育の推進 (1) 大麻を初めて使用した年齢（20歳未満）



「令和7年における組織犯罪の情勢」（令和8年4月警察庁組織犯罪対策部）

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 大麻及び覚醒剤に対する危険（有害）性の認識の比較



2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) CBD製品への注意喚起

市場に流通しているCBD（カンナビジオール）製品の検査が行われており、残留限度値を超える麻薬である $\Delta 9$ -THCが検出される製品がある。

本製品は、麻薬及び向精神薬取締法上の「麻薬」に該当する疑いがある製品であることから、厚生労働省ホームページにおいて、販売、購入、摂取等を決して行わないよう注意喚起がされている。



CBD EAST
GUMMIES いちご味



ピロ-CBD ナイトドリンク



AZALEA CBD WAX broad
spectrum OG. KUSH
CBD90%



プラスウィードワックス C B D
5 0 % <オーズクッシュ>



CANNAXIA CBD LIQUID
01 Natural Hemp 高濃度
1000mg配合

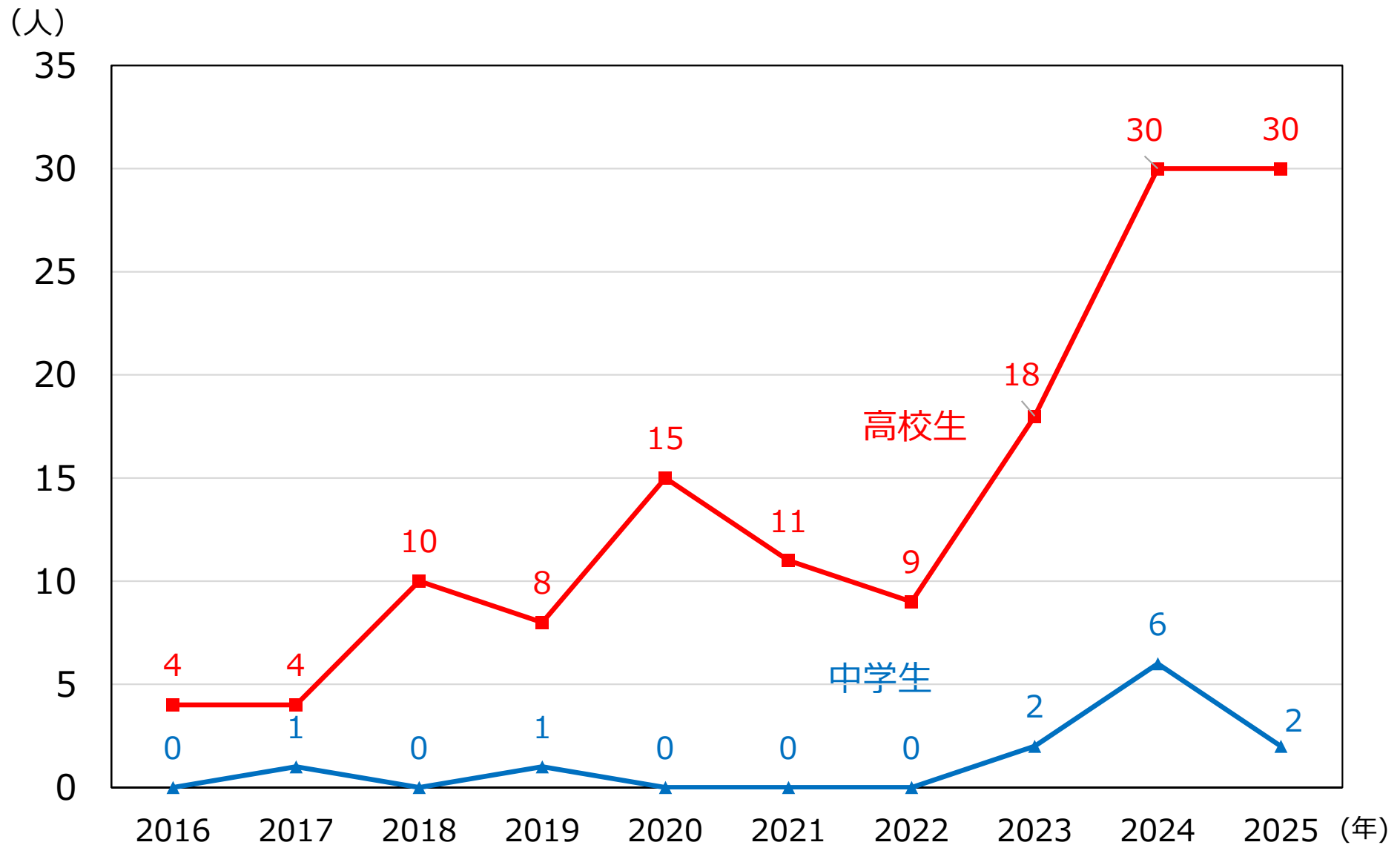
○ CBDについて

大麻由来成分であるが、同じ大麻由来成分であるTHCと異なり、有害性がないため規制されておらず、食品やサプリメント、化粧品等として流通している。

医薬品医療機器等法や麻薬及び向精神薬取締法などの規制対象とはなっていない。

2. 薬物乱用防止教育の推進

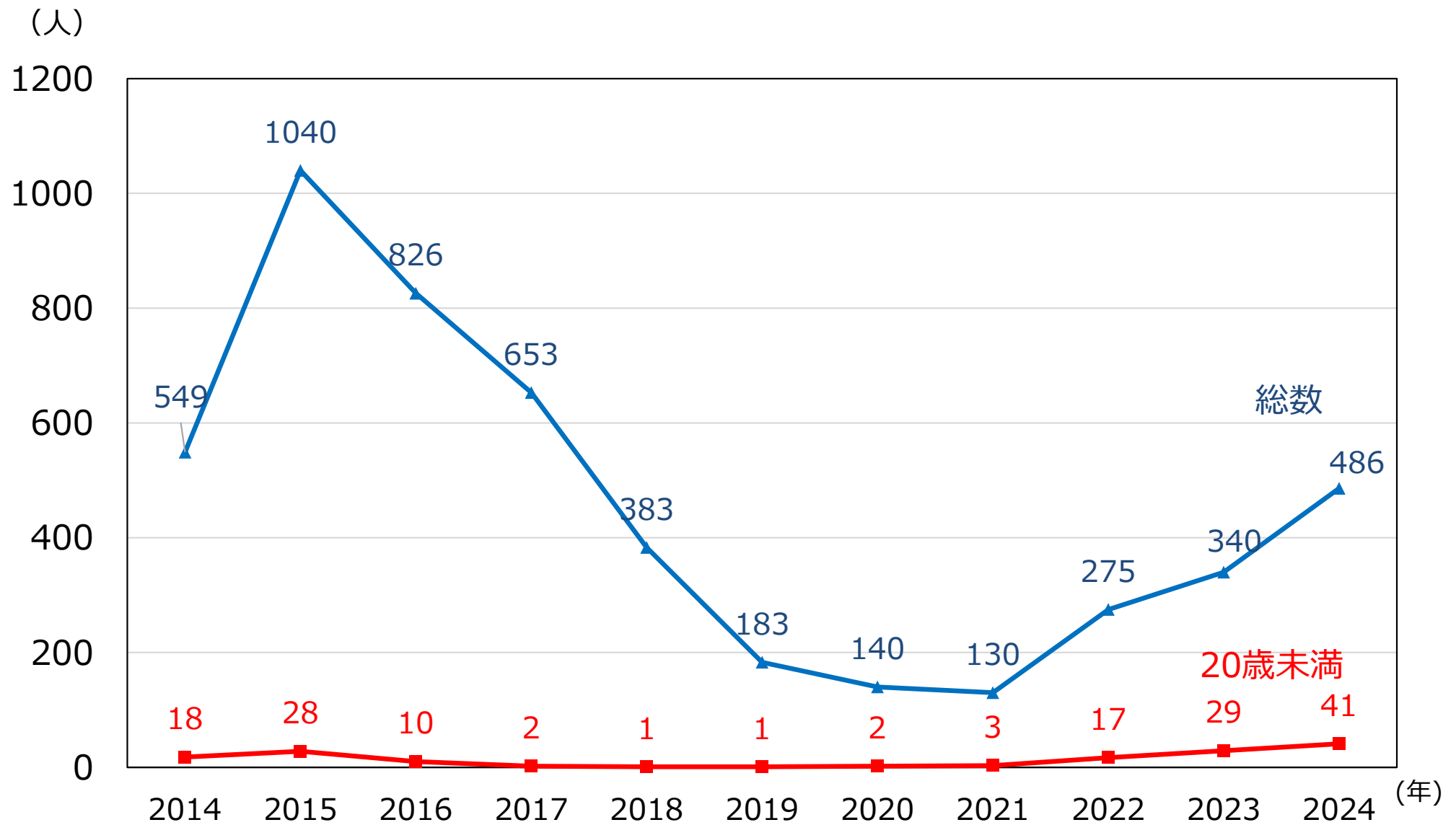
(1) 中学生・高校生の麻薬等事犯検挙人員の年次推移



「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」(令和8年2月警察庁生活安全局人身安全・少年課)

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 危険ドラッグ（指定薬物）事犯検挙人員の年次推移



「第六次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ」、「第五次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ」をもとに作成

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 危険ドラッグを使用した電子タバコ

令和7年5月1日

報道機関各位

沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課
沖縄県警察本部刑事部組織犯罪対策課
厚生労働省九州厚生局沖縄麻薬取締支所
沖 縄 地 区 税 関

「笑気麻酔」と称する、国内未承認の医薬品成分を含む危険ドラッグ
にご注意ください！！

沖縄県内において、「笑気麻酔」と称する、国内未承認の医薬品成分「エトミ
デート」が含まれる危険ドラッグ（電子たばこで吸引できるリキッド状のもの）
が乱用される事例が確認されています。

危険ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常
行動を引き起こす場合があります、麻薬や覚醒剤等と同様に大変危険な薬物です。

また、健康被害だけでなく、傷害事件や交通事故等で他人を巻き込む事例も報
告されています。

「笑気麻酔」と称する危険ドラッグは、「買わない、使わない、関わらない」
ようご注意ください。

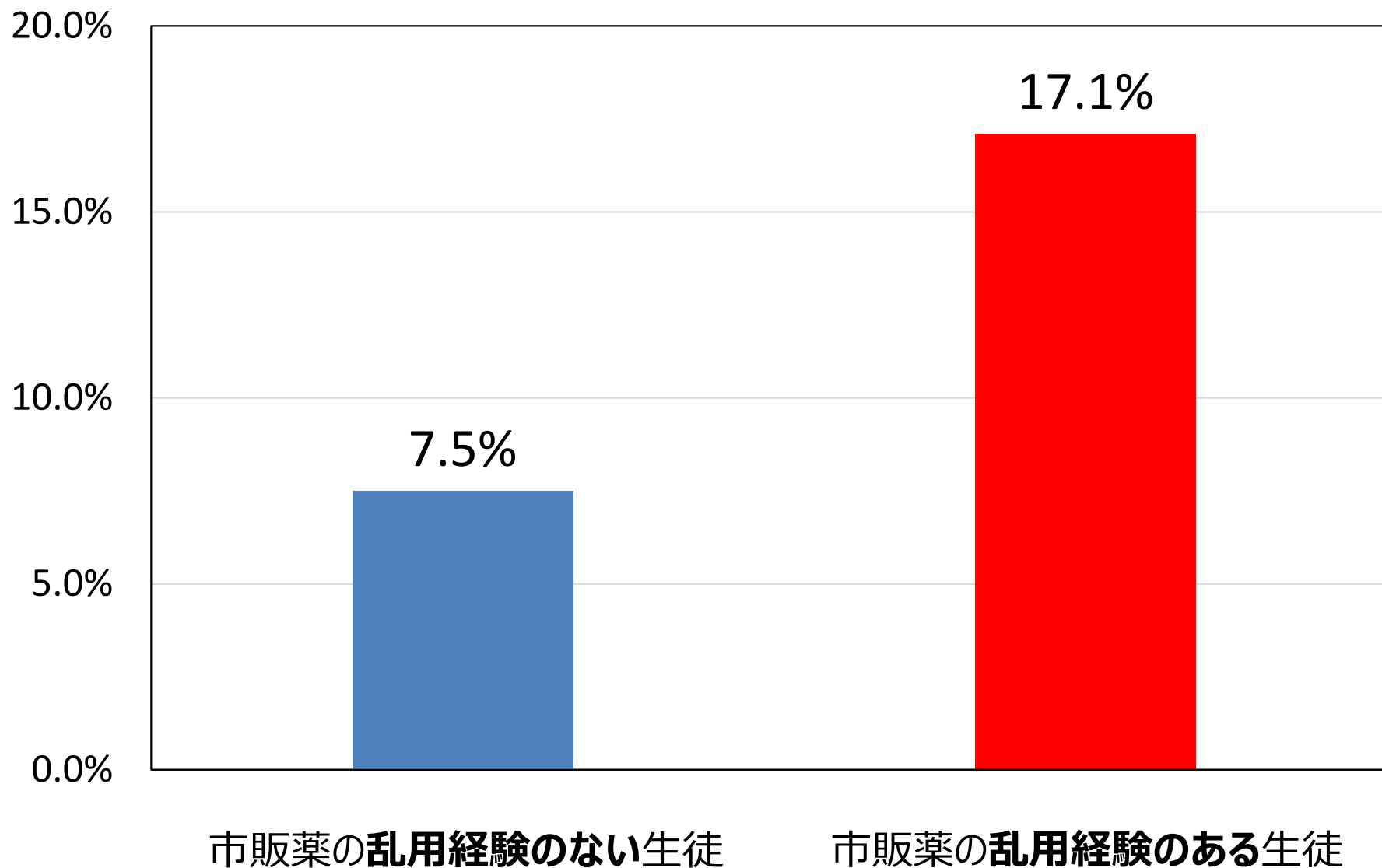
薬物等の使用が疑われる事案や、海外から持ち込まれる事案については、別添
関係機関へ通報するよう併せて周知方よろしく願いいたします。

国内未承認の医薬品成分
「エトミデート」が含まれる製品の一例



2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 市販薬の乱用経験別の「医薬品の不適切使用が薬物乱用になることを知らない」高校生の割合



2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 市販薬の乱用経験のある高校生の特徴 (乱用経験のない高校生との比較)

1. 男性より女性が多い
2. 生活習慣での特徴(睡眠時間が短い、朝食を食べない頻度が高い、インターネット使用時間長い)
3. 学校生活での特徴(学校が楽しくない、親しく遊べる友人や相談ができる友人がいない)
4. 家庭生活での特徴(親に相談できない、大人不在で過ごす時間が長い、家族との夕食頻度が少ない)
5. コロナ禍による自粛生活に対するストレスが高い



社会的孤立という共通項

第2回医薬品の販売制度に関する検討会資料3 嶋根参考人提出資料

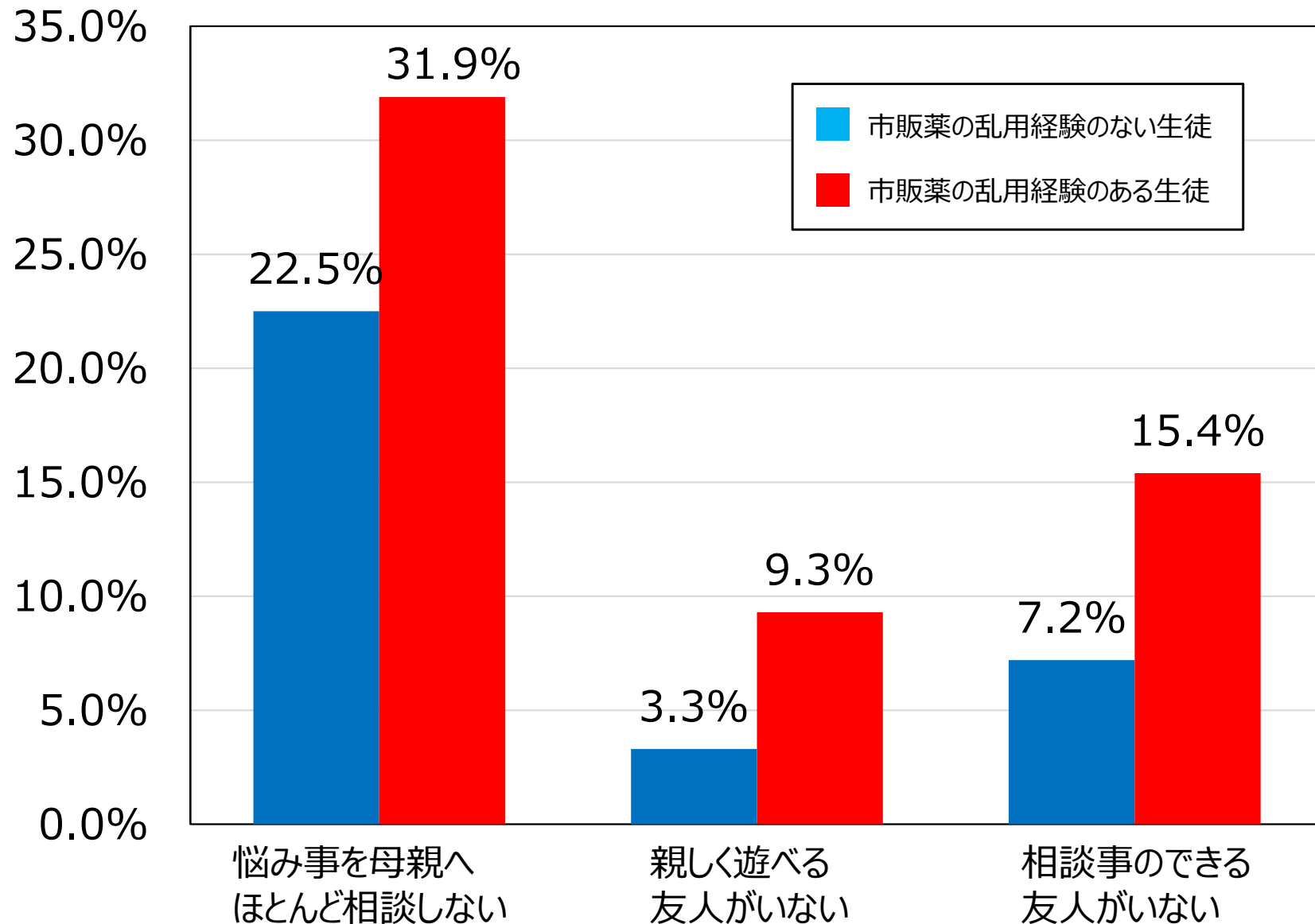


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 市販薬の乱用経験のある高校生の特徴 (乱用経験のない高校生との比較)



2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 市販薬乱用経験のある中学生の市販薬の入手先

入手先	割合 (%)
薬局・ドラッグストア等の実店舗	64.2
家の常備薬	33.3
友人・恋人・知人	3.6
インターネット	3.5

※ 複数回答可

嶋根卓也, 他: 令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究」から抜粋



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 乱用のおそれのある市販薬の販売規制の改正

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）の概要（濫用等のおそれのある医薬品の販売）

【改正概要】

- 若年者を中心に一般用医薬品の濫用が社会問題化。濫用防止に関する周知・啓発等の取組等も含め対策が行われている。
- 販売規制においても、現状の制度（※）では遵守状況含め不十分な状況であり、実効性を高める必要がある。
 ※薬局等の遵守事項として、省令等により、若年者への氏名年齢の確認、適正使用に必要な量（原則1包装）のみの販売、それ以上購入する場合の理由の確認を求めている。
- このため、指定する成分を含む一般用医薬品等を指定濫用防止医薬品として法令に位置づけ、販売時の確認（他店での購入状況や購入者の状況等）や情報提供等の販売方法に関する事項を薬局等の遵守事項から独立させた規定として整備（下表）。
- 製品への対応として、医薬品の外箱に注意喚起等を表示する。

○：義務 －：規定なし	現状（省令で規定）		改正後（法令上に位置づけ）		
	若年者	若年者以外	若年者（注1）	若年者以外	
	（包装サイズ区別なし）		小容量 （注2）	小容量	複数・大容量
確認・情報提供の方法	（通常の一般用医薬品と同様）		対面orオンライン（注3）	対面、オンラインor 通常のインターネット販売等	対面orオンライン
購入者への確認・情報提供	○氏名・年齢（若年者の場合） ○他店での購入状況の確認 ○複数購入の場合の理由の確認		○氏名・年齢（若年者及び必要な場合（注4）） ○購入者の状況の確認及び濫用等にかかる情報提供の実施 ○他店での購入状況の確認 ○複数購入の場合の理由の確認		
同一店での頻回購入対策	－		○（頻回購入対策を整理した手順書を整備し対応）		
陳列場所	（指定第二类医薬品として、 情報提供場所から7m以内）		購入者の手の届かない場所 / 継続的に配置された専門家から目の届く範囲* （購入者の状況を適切に確認できる必要な体制の整備を前提）		

注1 省令で定める年齢は18歳未満。

（*情報提供場所から7m以内）

注2 5日分（風邪薬・解熱鎮痛薬・鼻炎内服薬は7日分）以下の用法・用量の成分量を含む1包装単位を小容量とし、それを超える数量を大容量とする旨を省令及び告示において規定。若年者には複数・大容量製品は販売しない。

注3 ビデオ通話など、映像と音声によるリアルタイムでの双方向通信をいう。

注4 オンラインによらないインターネット販売等の場合のほか、対面又はオンラインによる販売において若年者でないことが確実に確認できる場合のうち、購入者の状況も踏まえ資格者が必要と判断する場合などを想定。また、複数・大容量製品の販売の際には、若年者でないことの確認として年齢確認が必要。

2. 薬物乱用防止教育の推進

(1) 乱用のおそれのある市販薬の販売規制の改正

改正薬機法整備省令（令和7年11月28日厚生労働省令117号）の概要

指定濫用防止医薬品の販売制度に関する規定

- ・ 販売時の情報提供が必要な事項として、指定濫用防止医薬品の濫用をした場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨を規定。
- ・ 販売時の確認事項として、年齢、氏名（18歳未満の場合）、他製品・他薬局等での購入状況、購入理由（多量購入の場合）等を規定。
- ・ 大容量製品・複数個の販売を禁止する年齢及び小容量製品1個の販売に際し対面もしくはオンラインでの販売を義務づける年齢を18歳未満と規定。
- ・ 大容量製品・複数個に該当する数量について、別途告示で定める旨を規定。
- ・ 販売にかかる手順書を薬局等ごとに整備し、販売方法や頻回購入対策等に関する手順を定め、当該手順書に沿った業務を行う必要がある旨を規定。⇨**体制省令**
- ・ 陳列の規定として ①顧客の手の届かない場所への商品陳列 ②情報提供設備に専門家を継続的に配置し、当該設備から半径7m以内への陳列 のいずれかとする旨を規定。⇨**構造設備規則**
- ・ 包装表示の規定として「要確認」の文字を外箱に表示することを規定。（大容量は「要」を囲むことや、外部の容器・被包に記載されている場合は直接の容器・被包への記載は要しない旨も規定。）

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止教育・教室の充実強化

第六次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

令和5年8月 薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた5つの視点

- ・大麻乱用期への総合的な対策の強化
- ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化
- ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化
- ・国際的な人の往来増加への対応強化
- ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

<大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知>

- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

<国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化>

- 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
- 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資材への反映

<デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化>

- 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
- 科学的知見に基づく情報の広報・啓発資材への反映による内容の充実

2. 戦略策定上の重要項目

(5) 薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

仕出地・中継地の広域化に伴う薬物密輸ルートの複雑化への対応については、海外機関と国際的に連携した取締りが重要であることから、一層の連携強化を図る必要がある。

諸外国においては、近年では一部の国々の潮流として、薬物政策を転換し、嗜好用途での大麻使用を合法化する動きや、ハームリダクション政策として、薬物使用者に対する非犯罪化、非刑罰化等を推進する動きがある。一方、我が国の違法薬物の生涯経験率は、諸外国と比して著しく低く、予防政策を含む薬物政策が功を奏していると言える。我が国の安全、安心を引き続き確保していく上でも、我が国の薬物政策は今後も維持すべきであり、我が国の薬物政策の特徴や利点についての国際的な理解を進め、予防政策や啓発活動の継続、発展的検討の重要性について国際社会への発信を強化し、連携・協力していく必要がある。

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止教育・教室の充実強化

目標1

青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

児童生徒等が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するため、また、大学等の学生に対する啓発活動の推進を図るため、以下のような取組を行う。

(薬物乱用防止教育の内容の充実強化)

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。(文部科学省)
- ・ 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫が行われるよう一層の周知を図る。(文部科学省)

(薬物乱用防止教室の充実強化)

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。(文部科学省、警察庁)
- ・ 関係機関が連携し、薬物乱用防止教室で活用するための有効な資材の研究・開発を行う。(厚生労働省、警察庁、文部科学省)
- ・ 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。(文部科学省、警察庁、財務省、法務省、厚生労働省)

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止の基本的な考え方

一次予防の視点

薬物乱用防止では、一次予防が最も本質的な予防策である。

一次予防は、依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、各個人がきっかけとなる誘因を避けたり、あるいは拒絶したりすることができるようになることを目標とするものである。

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用の定義と医薬品のルール

薬物乱用とは

医薬品も、例えば、睡眠薬を睡眠薬遊びのために使うことは、目的の逸脱であり、薬物乱用である。また、早く治りたいからや、効きがよくないという自己判断で用法（頻度を含む）、用量に関して、医師、薬剤師又は医薬品の説明文書の指示に従わないことも、指示に対する逸脱という点から薬物乱用である。「薬物乱用防止教室マニュアル」（公益財団法人日本学校保健会）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

（国民の役割）

第1条の6 **国民は、医薬品等を適正に使用する**とともに、これらの有効性及び安全性に関する知識と理解を深めるよう努めなければならない。



2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 発展的な学習指導、学年等を超えた先の学年等の内容の学習

第Ⅱ部 各論

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(2) 教育課程の在り方

② 補充的・発展的な学習指導について

ア 補充的・発展的な学習指導

- また、従前から、いずれの学校においても学習指導要領において示している内容に関する事項は取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることとされている。児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりすることも考えられる。

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）



2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止教育の充実強化



掲載URL : <https://www.gakko.hoken.jp/books/archives/277>



作成の目的

- ① 新たに問題となっている薬物に関する乱用防止の指導の充実
- ② ICT活用の視点を盛り込んだ薬物乱用防止教育に資するスライド資料集の作成

特長

<小学校>

有機溶剤等に加えて、大麻、医薬品の過量服薬による悪影響などの内容を充実

<中学校・高等学校>

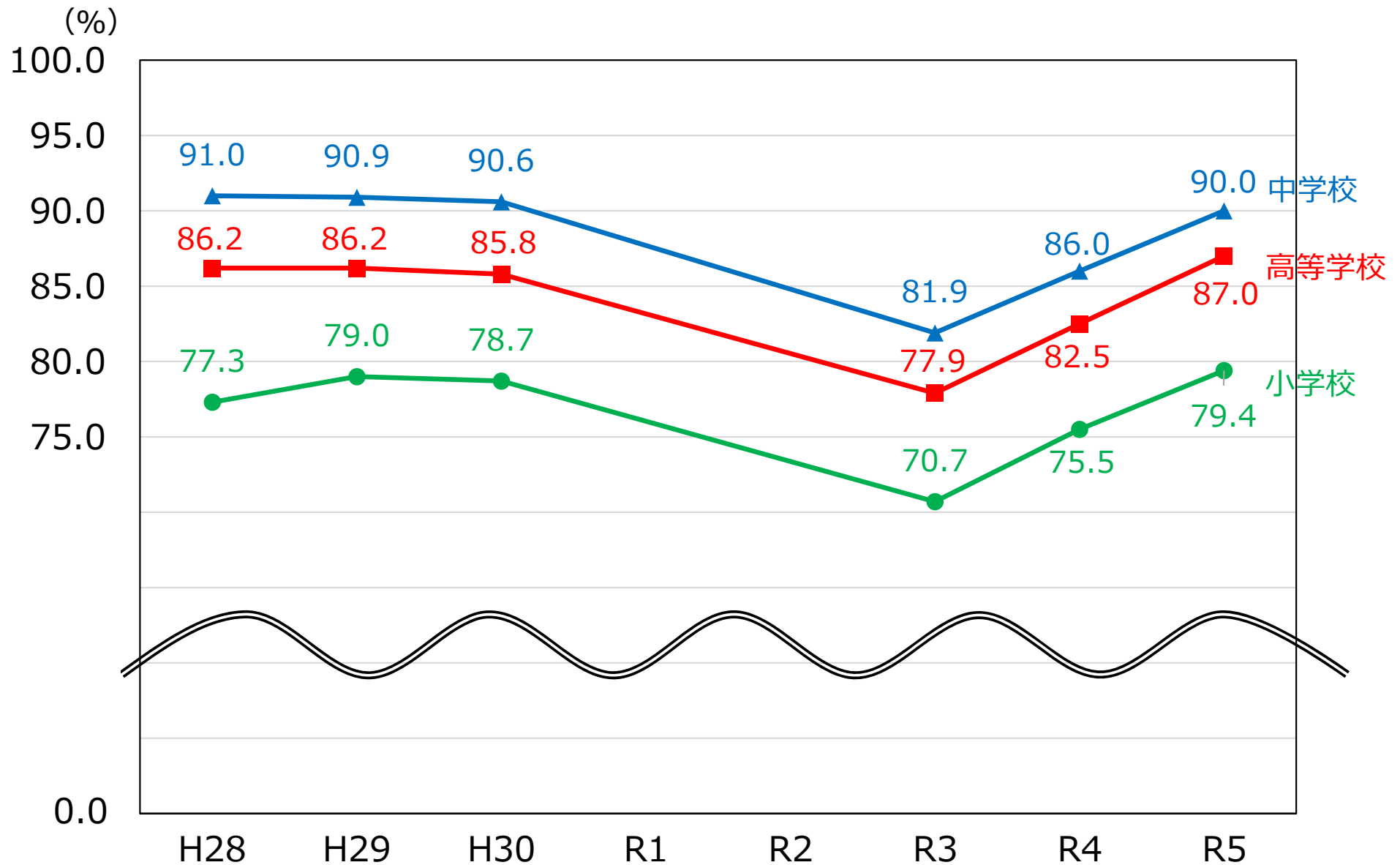
市販薬乱用による害や乱用のきっかけ、社会環境への対策などの内容の充実



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進 (2) 薬物乱用防止教室開催率の年次推移



「薬物乱用防止教室開催状況調査」をもとに作成

※義務教育学校前期は小学校、義務教育学校後期及び中等教育学校前期は中学校、中等教育学校後期は高等学校に分類して集計

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 専門家の活用の効果

2 専門家を活用した指導体制の工夫

学習指導要領においては、心身の健康の保持増進に関する指導における指導体制の工夫として、専門家の参加・協力を得たりすることなどにより、指導の効果を高めることが大切であると示されている。このため、専門家を活用した薬物乱用防止教室の開催が薬物乱用防止教育の充実強化として有効である。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編

第3章第4節の1

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

指導体制の工夫に当たっては、教師一人一人にも得意の分野など様々な特性があるので、それを生かしたり、学習形態によっては、教師が協力して指導したりすることにより、指導の効果を高めるようにすることが大切である。その具体例としては、専科指導やチーム・ティーチング、合同授業、交換授業などが考えられ、各学校の実態に応じて工夫することが望ましい。また、食育その他の心身の健康の保持増進に関する指導においてこれらについての専門性を有する養護教諭や栄養教諭の積極的な参画・協力を得たりすること、**学校内にとどまらず、学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得たりすることなど様々な工夫を行い、指導の効果を高めることが大切である。**

「薬物乱用防止教室マニュアルー令和5年度改訂ー」（公益財団法人日本学校保健会）

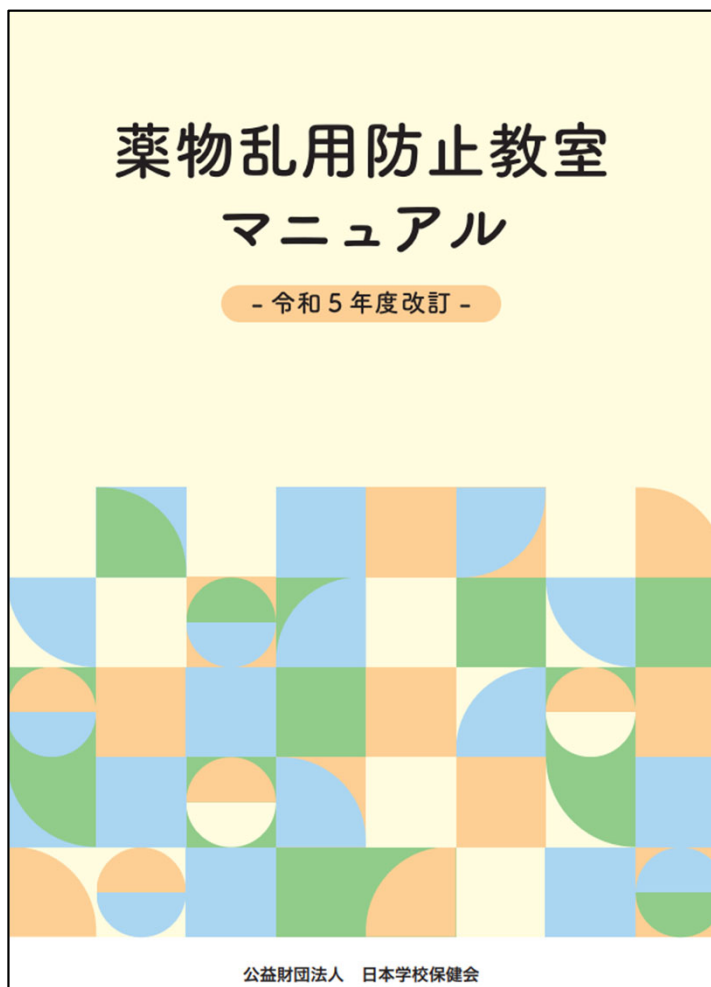


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 問題となっている薬物等に関する専門知識を有する専門家の活用



- ・主な対象：小中高等学校
- ・制作：令和6年3月
- ・掲載URL：<https://www.gakko.hoken.jp/books/archives/269>



第3章 薬物乱用防止教室の進め方

3. 薬物乱用防止教室の内容、対象、講師の例

内容	対象	指導者
薬物乱用・依存の成り立ち		
薬物と体	小学校高学年以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者、青少年補導員、警察職員、麻薬取締官、薬務行政の担当者など
薬物と乱用		
薬物乱用の現状		
喫煙、飲酒、薬物乱用の心身への影響		
喫煙と健康（受動喫煙を含む）	小学校高学年以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者、青少年補導員、警察職員、麻薬取締官、薬務行政の担当者など
飲酒と健康		
有機溶剤（シンナー等）の害		
覚醒剤の害		
大麻の害		
医薬品の過量服薬の害		
薬物乱用と依存の悪循環		
麻薬やその他薬物の害	高等学校以上	



2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止教育と薬物乱用防止教室との連携（例）

①これまでの薬物乱用防止に関する学習内容、「薬物乱用防止教室」における指導内容の確認、薬物乱用に関する児童生徒の知識と意識、この問題に係る行動の実態把握

②関連授業の実施
＜体育・保健体育＞

④学級活動・ホームルーム活動の実施

③講師との内容の打ち合わせ

- ・児童生徒の実態と意識（興味・関心を含む）
- ・これまで及びこれからの当該校における薬物乱用防止教育等の状況
- ・当該校における薬物乱用防止教室に係る課題
- ・学習のねらい、評価、指導上の留意点、進め方(方法)
- ・講師に期待する内容 等

⑤薬物乱用防止教室（体育・保健体育）の実施

⑥学級活動・ホームルーム活動の実施

関連教科等
との一連の
教育

2. 薬物乱用防止教育の推進

(2) 薬物乱用防止教室の開催に当たっての留意事項

1 薬物乱用防止教室開催の手順

企 画			打 合 せ			準 備			教 室 実 施			事 後 指 導			評 価 ま と め		
学 校 内	<p>教務主任、保健主事や養護教諭などを中心に、薬物乱用防止教育の一環として薬物乱用防止教室を企画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>テーマの決定</u> ・ <u>実施時期</u> ・ <u>講師の選定</u> ・ <u>責任者の決定</u> 	<p>薬物乱用防止教室の実施に向けて、全教職員の共通理解を図り、事前指導等について話し合う。また、児童生徒の薬物に関する認識や置かれている環境、配慮事項の有無等について確認して薬物乱用防止教室の講師予定者との打合せに備える。</p>	<p>当日児童生徒に配布する資料や使用する視聴覚機材を準備する。</p> <p>必要な場合には実態調査、事前学習・事前指導等を行う。</p> <p>運営、司会、記録、講師の補助など、教員間での役割分担をする。</p>	<p>児童生徒を薬物乱用防止教室の実施場所に誘導し、薬物乱用防止教室の趣旨の説明、講師の紹介等を行う。</p> <p>事前の役割分担に基づいて運営責任者を中心に薬物乱用防止教室を実施する。</p>	<p><u>薬物乱用防止教室を踏まえて、体育科、保健体育科及び特別活動等で関連した指導を行う。</u></p> <p>薬物乱用防止教室を受講した児童生徒が、内容に対する疑問を質問したり、振り返りをしたりできるとよい。</p>	<p>薬物乱用防止教室を実施した成果や問題点について担当で話し合い、今後の薬物乱用防止教育や次年度の薬物乱用防止教室の参考とする。</p> <p>また、この結果は全教員に周知する。</p>	学 校 内										
	<p>薬物乱用防止教室の企画に合わせて、関係機関に講師の派遣を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前打診 ・ 正式依頼状送付 ・ 打合せ日程調整 	<p>薬物乱用防止教室の講師予定者と当日の運営方法や指導内容等について打合せを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な日程 ・ 講師と学校の役割分担 ・ 準備品等 	<p>講師の送迎方法、資料や視聴覚機材についての最終確認を行う。</p> <p>講師と教員との役割分担についても確認する。</p>	<p>講師との最終確認を行い、薬物乱用防止教室を実施する。</p> <p>常に講師の補助が行える体制を整え、講師の指示に適宜対応する。</p>	<p>講師に薬物乱用防止教室の実施についての感想などを尋ねるとともに児童生徒の振り返りなどをまとめ、運営上の課題や児童生徒の事後指導などについて話し合う。</p>	<p>講師及び講師の所属先に礼状を出し、今後の協力を依頼する。</p> <p>また、必要に応じて薬物乱用防止教室のまとめや振り返りなども送付する。</p>		関 係 者 と の 調 整									

ポイント

1. 学校側が主体となって企画・運営を行う。どのようなテーマがよいか学校全体で検討する。
2. 職員会議等で、学校保健計画に基づき薬物乱用防止教室の開催予定を周知する。全教職員の共通理解のもとに進める。
3. テーマを踏まえて講師を選ぶ。関係者、関係機関との継続した連携体制づくりへ発展できるようにする。
4. 講師の使う資料をあらかじめ確認する。
5. (略)

講師との確認事項

1. 児童生徒及び家庭や地域の実態
2. 学校における薬物乱用防止教育、健康教育や生徒指導の取組の現状
3. 薬物乱用防止教室を開催する目的、講話に期待する内容、配慮事項
4. 学校側の責任者、連絡担当者、連絡方法

ご清聴ありがとうございました。